

(案)

令和6年 月 日

社会保障審議会統計分科会
分科会長 野口 晴子 殿

社会保障審議会統計分科会
疾病、傷害及び死因分類部会
部会長 ○○ ○○

世界保健機関が勧告した「疾病及び関連保健問題の国際統計分類
第10回改訂（ICD-10）」の一部改正の適用について（報告）

令和6年1月30日付け厚生労働省発政統0130第6号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

世界保健機関が勧告した「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」（以下「ICD-10」という。）に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」（平成27年2月13日総務省告示第35号。以下「統計分類」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準であり、我が国の統計に使用される分類として重要な位置を占めている。

今般、世界保健機関において勧告されたICD-10の一部改正について、我が国への適用について諮問されたことを受け、最新の医学的見地等から適用の妥当性等について審議した結果、統計分類のうち基本分類表の一部を別紙のとおり改正し、適用することが適当である。